第1章 第9期荒川区高齢者プランの策定に当たって

第1節 プラン策定の目的

- 我が国の65歳以上の人口は、令和5年10月現在3,622万人、高齢化率は29.1%となっています。一方、荒川区の高齢者数は、令和5年10月1日現在49,178人、高齢化率は22.5%であり、第8期荒川区高齢者プラン(計画期間は令和3年度から令和5年度。以下「第8期プラン」という。)策定時の令和2年からほぼ横ばいです。また、区の人口に占める後期高齢者人口(75歳以上)の割合は12.5%で、令和2年10月時点の12.0%より増加しており、荒川区の高齢者数は、今後も後期高齢者人口の割合が増加することが見込まれます。そうした中、令和5年3月31日現在、要支援・要介護者数は9,693人であり、認定率(65歳以上の高齢者に占める要支援・要介護認定者の割合)は、19.0%となっており、令和3年3月31日時点の18.7%より増加しています。
- 荒川区では、第8期プランにおいて、区の基本構想及び基本計画を踏まえ、第7期荒川区高齢者プラン(計画期間は平成30年度から令和2年度。以下「第7期プラン」という。)の基本方針を継承しつつ、地域包括ケアシステムの構築の深化・推進と地域共生社会の実現に向けた取組を進めるとともに、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)を見据え、施策に取り組んできました。
- 一方、国の動きでは、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるため、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を踏まえて計画策定することが重要であるという考え方が示されています。
- 第9期荒川区高齢者プラン(以下「第9期プラン」という。)では、第8期プランにおいて地域包括ケアシステムの5本柱に沿って設定した5つの基本方針を承継しつつ、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年(2025年)を迎えること、また、高齢者人口がピークを迎える令和22年(2040年)を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が減少することなどを見据えた施策等を検討・推進し、誰もが安心して住み続けることができる地域社会の実現を目指します。

第2節 プランの位置付けと実施期間

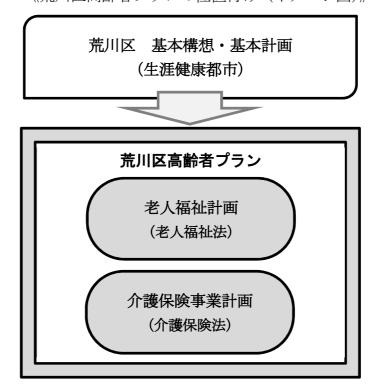
1 法的位置付け

- 荒川区高齢者プランは、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく区市町村老人福祉計画(以下「老人福祉計画」という。)及び介護保険法第 117 条に基づく区市町村介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画」という。) を一体のものとして策定し、3 年に1 度改定しています。
- 老人福祉計画は、荒川区における高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、介護や見守りが必要な高齢者への支援をはじめ、高齢者の健康の維持・増進、生きがいづくりや社会参加への取組はもとより、その他の関連施策についても計画の対象としています。
- 介護保険事業計画は、地域における要介護者等の人数や介護保険サービスの利用意向を踏まえ、サービスの見込量やサービスを確保するための方策、地域支援事業に関する事項等を定める計画です。

2 他の計画との整合性

- 第9期プランは、「荒川区基本構想」及び基本構想に掲げた「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けた 10 年間の計画として社会情勢の変化に対応するための新たな政策・施策体系を示した「後期基本計画(平成 29~38 年度)」を上位計画とし、「荒川区健康増進計画」などの保健福祉等関係諸計画との関係性を踏まえて策定しています。
- 東京都が策定する「東京都高齢者保健福祉計画」をはじめ、「東京都保健医療計画」 や「高齢者の居住安定確保プラン」などと調和・整合を図って策定しています。

《荒川区高齢者プランの位置付け (イメージ図)》

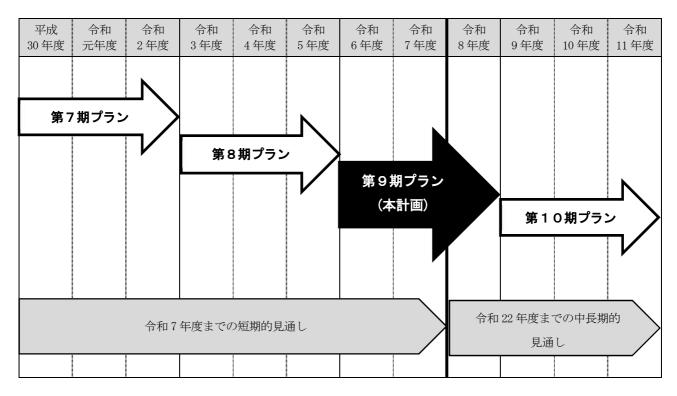


3 プランの実施期間

- 第9期プランの実施期間は、令和6~8年度の3年間とします。
- 介護保険事業計画で定める第1号被保険者の介護保険料についても、同様に令和6~8年度の3年間を算定の対象期間とします。

《計画期間》





第3節 プラン策定の体制等

1 第9期プラン策定の体制

- 第9期プランは、介護保険事業の円滑な運営を図るために設置した「荒川区介護保険運営協議会(被保険者の代表や学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者等で構成)」において審議、検討をいただき、その意見を反映させています。さらに、区内の介護サービス提供事業者が加入する団体である「介護サービス事業者連絡協議会」等との意見交換を行うなど、介護現場からの意見を反映させています。
- 第9期プランの策定に当たっては、「荒川区高齢者プラン策定委員会」を庁内に設置 し、計画内容の検討や調整等を行いました。

2 第9期プラン策定のためのアンケート調査の実施

- プランの策定に当たって、区民及び介護保険サービス提供事業所の意向、要望、現状を把握することを目的に、区民向け調査と事業所向け調査を実施しました(実施時期:令和4年8月1日~8月26日、令和4年11月1日~11月25日)。調査対象者、調査方法及び回収状況は次のとおりです。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位までを示しているため、比率が 0.05 未満の場合には 0.0 と表記しています。また、合計値が 100.0%にならない場合があります。

《アンケート調査の内容》

区分	調査名	調査対象	発送数	回答数 (率)
区民	介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査	65 歳以上の区民(要介護認定者を除く)	3,000 人 (無作為抽出)	1,941 人 (64.7%)
	在宅介護実態調査	要支援・要介護認定者で、在宅で生 活している区民	2,000 人 (無作為抽出)	1, 116 人 (55. 8%)
事業者	事業者向け調査	区内の居宅介護支援事業所 区内の在宅サービス事業所 区内の施設・居住系サービス事業所	236 事業所 (悉皆)	136 事業所(57. 6%)

3 パブリックコメント等の実施

○ 本計画は、パブリックコメント等に寄せられた意見等を踏まえて、策定しました。 なお、パブリックコメントは、令和 5 年 12 月 5 日から 12 月 25 日までの期間で実施しました。

○ あらかわ区報特集号の発行

パブリックコメントの実施にあたり、素案を分かりやすくお知らせするために、区報特集号を発行しました。

また、高齢者プラン策定内容についても、区報特集号でお知らせします。

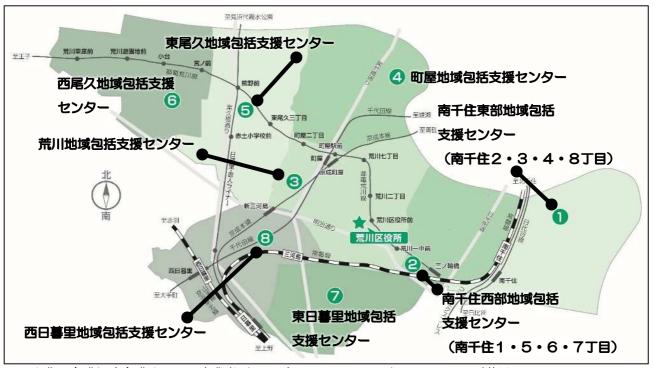
発行日	掲載内容		
令和5年12月5日	第9期荒川区高齢者プラン(素案)		
令和6年3月28日	第9期荒川区高齢者プラン(策定)		

第4節 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域と地域包括支援センター

- 荒川区では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、身近な場所での総合相談や支援等を、包括的・継続的に提供できるよう、第3期高齢者プランにおいて、区内5地区(南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里)の日常生活圏域を設定し、地域包括支援センターの整備や地域密着型サービスの展開等を推進してきました。
- 区では当初、5圏域に5か所(各圏域1か所)の地域包括支援センターを設置しましたが、高齢者人口の増加に対応して順次3か所を増設し、平成27年度に8か所での設置となりました。
- 第7期プランにおいては、日常生活圏域を5圏域から「南千住東部」「南千住西部」「荒川」「町屋」「東尾久」「西尾久」「東日暮里」「西日暮里」の8圏域に細分化しました。引き続き、各圏域に設置されている地域包括支援センターを核として、センター業務の一層の充実や区民相互の助け合いをはじめとした生活支援の仕組みづくり、保健・医療・福祉(介護)の各関係機関との連携、さらには地域密着型サービスの整備促進など、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの一層の推進を図る体制を構築していきます。
- 日常生活圏域は、きめ細やかなサービスが行き届く範囲として、地区の人口や地理的状況、既存のコミュニティ活動、その他の社会的要件を勘案し定めることとされているため、必要に応じた見直しが求められます。日常生活圏域や地域包括支援センターの設置数については、現時点では見直す予定はありませんが、高齢者人口の推移や取り巻く環境等を引き続き注視していきます。

◆ 日常生活圏域及び地域包括支援センター



※出典・介護保険介護サービス事業者ガイドブック 2023~2024年 ハートページ荒川区

2 日常生活圏域の状況

- 令和5年10月1日時点の人口を日常生活圏域別に見ると、次のとおりとなります。
- 荒川区の日常生活圏域ごとの高齢者人口(65歳以上)は、荒川地区が最も多く、令和5年10月1日時点で7,932人となっています。また、人口に占める高齢者数の割合を示す、高齢化率は、西尾久地区で最も多く、26.7%となっています。
- 〇 一方、最も高齢者数及び高齢化率が少ない地区は、南千住東部地区(南千住 2・3・4・8 丁目)です。南千住東部地区の高齢者数は 4,131 人と最も多い荒川地区の約半数となっています。

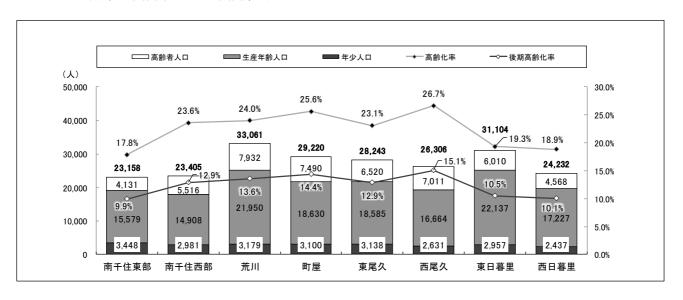
◆ 圏域別人口

(人)

	南千住 東部	南千住 西部	荒川	町屋	東尾久	西尾久	東日暮里	西日暮里
総人口	23, 158	23, 405	33, 061	29, 220	28, 243	26, 306	31, 104	24, 232
高齢者数	4, 131	5, 516	7, 932	7, 490	6, 520	7, 011	6, 010	4, 568
高齢化率	17. 8%	23. 6%	24. 0%	25. 6%	23. 1%	26. 7%	19. 3%	18. 9%

※荒川区住民基本台帳による人口(令和5年10月1日現在)

◆ 圏域別高齢者人口・高齢化率



※荒川区住民基本台帳等による人口(令和5年10月1日現在)

第5節 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画に掲げた施策や事業を着実に推進していくためには、地域介護予防活動に参画する区民、地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員、地域福祉の推進を図る社会福祉協議会、介護保険制度を支える介護サービス事業所及び地域包括支援センター等との連携・協力が不可欠となります。

区は今後もこうした方々の活動を支援するとともに、情報共有や意見交換等を積極的 に行うことによって、推進体制を強化してまいります。

2 計画の進行管理

第9期プランにおいては、これまでの計画を深化・発展させて、計画の進捗を把握・ 分析・評価できるよう成果指標及び活動指標を設定しました。この指標を計画の進行管理に活用します。

具体的には、本計画の進行管理について、毎年度、PDCA サイクルを回しながら計画の 進行管理を行い、次期以降の計画に活かしていきます。

(1) 実施内容の決定(プラン: Plan)

本計画の内容を踏まえ、実施内容の見直しを踏まえ、毎年度の実施内容を決定します。推進に当たっては、国や東京都の動向も踏まえ、検討していきます。

(2) 施策等の実施(ドゥ:Do)

決定した実施内容に基づき、事業を推進します。

(3) 点検 (チェック: Check)

プラン策定年度において、プラン策定のためのアンケート調査を活用し、各指標の 目標達成状況を把握します。また、特に重点事業については、活動指標の目標達成状 況や施策の実施状況を定期的に取りまとめます。

(4) 改善・実践(アクト: Act)

点検結果に基づき、また、国や東京都の動向も踏まえ、次年度の実施内容を改善 し、実践します。